## 政治学概論 II 2024 w8 (2月5日2限) リーディングアサインメント:

## 最上敏樹「奇妙な法」(『国際法以後』)

氏名	Q1	Q2
岩田	「国際法には法を強制する機関がないのだから、そもそも高度に遵守されることが期待されていない、という可能性である。」(p.34-35)	国際法に強制力が欠けていることで、実効性が重要視されていないということから、法律のあり方に矛盾が生じていると感じたから。「守られる局面では守られている」という状況で法が成立しているとは言い難いし、たとえ破られたとしても罰則がないことから、守ろうとする意識が芽生えないのではないかと考える。したがって、国際法は単なる約束事や理想に過ぎず、必ず守らなくてはならないというものではないということが、戦争などの深刻的な状況を許してしまうことにつながるのではないかと考える。
内坂	p.32~ 私が面白いと思った 箇所は、実効性なき法の部分 である。	国際法の中には実効的な法と非実効的な法が未整理なまま混在しているということが印象に残ったからである。国際法は法的拘束力が強く、世界各国からの目もあり、守らなければならないものというイメージであったが、遵守の程度が非常に低い規範もあるということが分かった。また、この話題が取り上げられないことについて、国際法を強制する機関がないことや、有識者ゆえの楽観といった様々な視点で学ぶことができた。
宇名手	国際法の曖昧さについて (P.17~21)	国際法と呼ばれる法の外形や内容に統一性がないという曖昧な部分があるということに興味を持った。国家間で結ばれる条約で比較しても多数国家間で結ばれるものや二国間で結ばれるものなど法としての効力の適応範囲が多様であり差があるということは国際社会において問題なのではないかとも感じた。
大石	P26.27 慣習法の成立過程に ついて重要だと思った。	慣習法は大多数の国が同じような行為を長期にわたり積み 重ねてきたことが当てはまる一方で、一般的な法のように 歴史的事象や問題に即して作られたものではなく、中には 先進国が発展途上国に無理やり押し付けていた場合もあっ たということを新たに認識したから。また、慣習法の成立 にあまり意欲的ではない国も慣習法に組み込まれてしまう 場合があり、国家間で慣習法をどこまで適応するのかが曖 昧だという問題があると知ったから。
大久保	何をもって「国際法」と呼ぶかがはっきりしていない(p.17)	国際法が「国際法と呼ばれる法の外形はどういうものかさえ統一的ではない」とあり、言われてみればコモンロー的な性質を持っているものもあれば、安全保障条約のような軍事同盟、国連憲章のような多くの国家がかかわりをもっているものといわれてみれば、そのように思うが、このようになるのはそれぞれの国家が何を優先し、これまでの出来事と鑑みながら対外的なやり取りをしているからこそ生じたカオスな状況になっているのではないかと思った。また、このような状況の方が柔軟性があり、いい結果を生むのではないかと思った。

氏名	Q1	Q2
片山	国際法が存在しているのかし ていないのかが不明瞭な場合 も多い 47 ページ	この本によると、慣習法という定義が曖昧で形成過程も何とも言えない法やウクライナのような壮大な違法行為に適法法の壁に阻まれ対応が遅くなると言う、抜け穴だらけな国際法が存在している意味が良く分からなくなって来た。とは言っても、あるに越したことはないのかも知れないが、少なくとも今は、ちゃんと働いているようには個人的には見えなかったので、存在しているかが不明である点が重要だと思ったし、ダメなところだと思った。
加藤	P20 の世界の大多数の国家が 当事国であるような多数国間 条約と、二カ国だけの二国間 条約が性質上同じ存在である と考えることが本当にできる のだろうかという箇所が重要 だと思った。	多国間条約と二国間条約が混在していることについて、様々な利点や課題があり、条約を国際社会のなかで捉えていく上で重要になると考えたからである。混在する利点としては、国際的な環境保護に関して多国で協力しつつ、安全保障は二国間で調整できるなどの柔軟な協力ができることであると考える。課題としては、それぞれの条約が相反するものとなった場合や、枠組みと合致しない場合に整合性が欠ける可能性があることだと考える。このことから現在の国際社会は、国際的な問題解決の柔軟性と効率性を高めることもあれば、矛盾や摩擦が生じる可能性もある構造になっていると考えた。
喜多川	国際法を非実効性にする理由 は何か(39p)	国際法に強制力がないということは学習してきたが、それがなぜなのかという理由については考えたことがなかったので印象に残った。その理由として、① 誰がどこでどのように作るのかが不明確あるいは不統一である、② 不明確な「法」を明確にする手続きが不明確である、あるいは確立していない、③ 法が一応確立しているらしい場合でも、それを執行する手続きや機関が確立していない、④ 執行権限を与えられた例外的機関には権力制御のメカニズムがなく、国連加盟国の公平性が担保されておらず、正当性や信頼性を伴っていないという理由があることがわかり、納得したから。
黒田	p24 の慣習国際法	慣習法という言葉にあまり馴染みはないが、日本にも偉い人の話を聞く時は帽子を脱ぐなど、慣習が多くあることに気づいた。しかし、慣習は育ってきた環境や文化的背景により変化するため、慣習法を国際法として定めると、当たり前に従わない国もあるだろうと思ったから。また、国々の武力による威嚇や行使が慣習法化すると、再び世界大戦が勃発する恐れがあると感じ、本当に奇妙で怖い法だなと思ったから。
小松原(健)	ほとんどすべての国々は〜 p.36	「ほとんど」というワードが、国際法の特徴と難点をうまく表していて面白いと思った。「ほとんどの国々」が守っているからこそ、国際法の意味があるようにも感じる。文章にもあるような「例外」がなければ、国際法というのは、世界の規律を作るものとして非常に役立つものであると思う。 国際法の例外というのは、国と国が衝突する大きな問題である。一方で、「ほとんど」義務を守っている状態では国際法の意味について疑問が生じることも理解ができる。

氏名	Q1	Q2
小松原(暖)	36	国際法は、世界の慣習などを成文化したものとされるが、中には曖昧な文章や必要とされる方が存在していない、実効性がないなどといった課題がある。実効性がないにもかかわらず、ほとんどの国々は秩序を守るために国際法を守っている。この状況が生まれていることに特異性を感じ面白いと感じた。国連が成立し、ほぼ100年という年月が経っているのである程度の変更を行う必要もあるのではないかと感じた。
髙橋	「特別法は一般法を破る」という法諺または慣習法があり、 効力範囲の狭い法のほうが効力が上位なのだという箇所が面白いと思った。(p.20)	私自身国連憲章には武力行使の禁止のような世界全体で徹底的に順守すべき条約が多数規定されているからこそ、一般法にかかる効力が特別法よりも上位に位置すべきであると考えた。換言すれば、絶対に破ってはならない最高度の規範を一般法に確定し、これに反する条約やその他の国家間合意は無効と判断すればよいのではないかと考えた。しかし、そうすると一般法とは別にわざわざ特別法が存在する意味が薄れてしまったり、場合によっては特定の国家間で全世界の人々や国家を対象とする一般法の範疇では補いきれない事案が発生したりすることが想定される。以上の内容を踏まえた上で、一般法と特別法の位置付けに関して大いに議論の余地があるとともにどの要素を重視するかによって結論が大きく変わってくるという点で非常に面白いと感じたからである。
田辺	一括りに国際法と呼ぶことが できるのか (18 頁)	国際法は形態も効力も多様であり1つの名称で呼ぶことが難しい。少数国間で結ばれた「特別法」と広く一般に多くの国間で認められている「一般法」という効力の及ぶ範囲での違い、成文法と慣習法といった形態の違いなど国際法は様々である。そのため、一括りに国際法と呼ぶことによって、国際法の議論をしづらくしてしまっているのではないかと考え、重要な箇所だと判断した。
丹後	国際法の曖昧さ	国際法と呼ばれる法は、その外形すら統一的ではないという指摘が興味深かった。条約から慣習法、国際裁判所の判例まで、さまざまな形式が含まれるため、何が国際法なのかが明確でない点が問題視されている。このような曖昧さが、国際法の実効性の低さと関係しているのではないかと感じた。国際的な条約や法などは多く存在しているが、その範囲がどこまでなのかが曖昧なものが多いのだと感じた。
丹後	国際法の曖昧さ p.17	国際法と呼ばれる法は、その外形すら統一的ではないという指摘が興味深かった。条約から慣習法、国際裁判所の判例まで、さまざまな形式が含まれるため、何が国際法なのかが明確でない点が問題視されている。このような曖昧さが、国際法の実効性の低さと関係しているのではないかと感じた。国際的な条約や法などは多く存在しているが、その範囲がどこまでなのかが曖昧なものが多いのだと感じた。
冨谷	国際法が異種混清と呼ばれて いる点が面白いと思った。	日本国憲法でも国際法でも法律というものは等しく正しいものであり、すべてが全ての国民や人に守られていると思っていた。しかし、国際法の中の法律の中には、遵守の程度が低いもの、実効性に乏しい規範が多いという事がわかりとても面白いなと感じた。また、遵守の程度が低いものは国内法の中にも存在するという事がわかった。

氏名	Q1	Q2
西田	「国際法には法を〜という可 能性である」(34 – 35 頁)	「国際法はそもそも高度に遵守されることが期待されていない」という部分が印象に残った。法は守ってもらうためにあると考えていたため、守ってもらうことを期待していないのなら、何のために法をつくったのかと疑問に感じたからだ。しかし、国際法の役割は必ずしも順守されることだけではなく、国家間で共通の考え方や基準を持たせることにあるのではないかと考えた。
野田	国際法の原則に交戦国を平等 に扱うとの記述があること (43ページ)	確かに、侵略された国を侵略した国と同じように平等に扱うことに関しては疑問が生じる。しかし、侵略する側も、侵略された側から武力以外の方法でひどい仕打ちを受けていたことも考えられる。だからこそ、簡単にやられた側がかわいそうでやった側が圧倒的に悪いとも言い切れない。ここに矛盾があると思うし、だからこそ世界における戦争はなくならないと思う。法というのはすべてを網羅するものではないため、その捉え方というものにも幅が出てくるが、ある意味仕方のないことかもしれないと思った。
原田	非実効性の構造 (p39-42)	非実効性に特徴づけられるのが「国際法規があるにも関わらず国際法は何もできない」という一見矛盾を感じる要素が面白いと感じたから。特に、法が一応確立しているらしい場合でも、それを執行する手続きや機関が確立していないという名ばかりの法は真の「法治」に至らないという点や権力が恣意的な助長など目に見える形から目に見ない形まで様々な問題点があるのかなと考えた。
藤井	「特別法は一般法を破る」 (P.20)	「特別法は一般法を破る」という慣習法が存在する限り、一般法は期待されるだけの効力を発揮することはできず、一般法の存在価値に対して疑問を抱いたため。また、一般法がたとえ国際的に破られるべきじゃないとしても法の内容が不明瞭な限り、どの範囲までの行動が制御されるのかも不明瞭となるため、より内容の定まった一般法が現在は必要なのではないかと思った。
藤田	実効的な法と非実効的な法が 混在することで、国際法と呼 ばれることで、国際社会問題 が見えなくなる。P32	国際法には、強制力を持ち実効的に機能するものと、政治的要因で履行されず非実効的なものが混在している。この状態が「国際法」と一括りにされると、実際には守られていない規範もあたかも機能しているように見え、国際社会の課題が見えにくくなる。特に、大国の拒否権や主権国家の利害対立によって法の適用が恣意的になると、国際秩序の不公正さや改革の必要性が見過ごされる点で改善していくべきことが大切だと思ったから。
本田	『「国際法」がある国にとって は「法」であり、他の国にとっ ては「法」ではない』P27	私はこの部分を読んで、「国際法」は「法」であるにもかかわらず、それを守る国とそうではない国が存在することに驚いた。また、なんのための「法」なのかという疑問も生まれた。国際法がある国の中だけで施行されるのであれば、それは条約と何も変わらないのだと知った。このように、「国際法」が「法」である理由が明確にならなければ、「国際法」としての意味を成すとはいえないのだと感じたから。
松本	P.17 国際法は奇妙な法である	国際法について学校で詳しく学ぶ機会はあまりないことに加えて、日常生活の中で国際法という言葉に触れる機会も少ないため日本にいたらだれにとってもあまり内容のわからない法だととらえるのではないかと感じたから。また国家間の間に生じている法というものがあることを日常生活のどの場面で国民は認識しているのか気になったから。

## (continued)

氏名	Q1	Q2
三島	ほとんどすべての国々は、ほとんどすべての場合において、ほとんどすべての国際法原則およびほとんどすべての義務を守っている 36ページ	この文章が面白いと感じたのは、「ほとんどすべて」という表現を繰り返すことで、国際法が完全に遵守されるわけではないが、無視されているわけでもないという微妙な現実を的確に捉えている点にある。国際法はしばしば形骸化していると批判されるが、多くの国が基本的には遵守しているという視点は、国際秩序の安定性と脆弱性の両面を示しており、興味深いと感じた。
吉岡	国際慣習法	国際慣習法というのは、条文に定められているものではなく多少不確定でも慣習的に法と見なしている。そのため、 国際法に対し対象の国が柔軟に対応できるものである一方で、拘束力というのは非常に弱く、国際慣習法の基盤は脆弱であるといえる。そのため今後この国際慣習法というものは検討されていく必要があるものではないかと考えた。
渡邉	慣習国際法について(21 ペー ジ)	慣習法は、だれが、いつ、ある行動規範が慣習法であると決定したのか、決定するのかという問題が重要であると考えたからである。慣習法は、地域や社会で継続的に行われているのか、その慣行が法的拘束力をもっていると信じられているのかなどについてがあいまいなままにされてきていた。慣習法は社会に必要なものであるならば、明文化していくことが重要だと感じた。